

# 富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する訓令

## 富山県警察本部訓令第11号

富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する訓令を次のように定める。

平成6年3月28日

富山県警察本部長

## 富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する訓令

富山県警察の警察官等の被服の支給および装備品の貸与に関する訓令（昭和36年富山県警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年富山県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、富山県警察の警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する被服の支給及び装備品の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（支給品の使用期間の計算）

第2条 条例第2条第1項に規定する使用期間は、支給品（同項に規定する「支給品」をいう。以下同じ。）を着用する期間により算定するものとする。ただし、次の各号に掲げる期間は、使用期間に含まないものとする。

(1) 条例第4条の規定により特殊の被服として交通乗車服又は刑事活動服の貸与を受けている期間

(2) 停職又は休職に係る期間

2 条例第2条第1項ただし書に規定する特別の事由がある場合とは、次の各号に掲げる場合等をいう。

(1) 予算上の制約のため、支給品を規定どおりの員数及び使用期間により支給できない場合

(2) 品質の著しい改善向上によって長期の使用に耐える支給品を採用した場合又は経済事情の悪化によって品質が劣り、長期の使用に耐えない支給品を採用せざるを得なくなった場合

（活動服の支給を要しない者）

第3条 条例第2条第2項に規定する勤務の性質により必要がない者とは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 条例第4条の規定により特殊の被服として交通乗車服又は刑事活動服の貸与を受けている者

(2) 警察本部に勤務する者のうち、地域部地域企画課並びに交通部の課、センター及び隊並びに警察学校に勤務する者を除く者

（貸与品の不貸与）

第4条 条例第3条第2項の規定により、警視以上の階級にある警察官に対しては、手錠及び警棒を貸与しないものとする。

（特殊の被服等の貸与）

第5条 条例第4条の規定により貸与する特殊の被服及び装備品（以下「特殊被服等」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 特殊被服等のうち交通乗車服及びマフラーの使用期間は、別表第2のとおりとする。

3 前項の使用期間は、着用する期間により算定するものとする。ただし、停職又は休職に係る期間は、使用期間に含まないものとする。

（支給品及び貸与品の管理）

第6条 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、総合職員情報管理システムの給貸与品管理台帳等を利用し、支給品及び貸与品（条例第3条第1項に規定する貸与品及び特殊被服等をいう。以下同じ。）を適正に管理しなければならない。また、支給品及び貸与品を保管する場合は、施錠した場所で保管するなど、適正に管理しなければならない。

2 所属長は、総合職員情報管理システムの被服一覧等を利用し、所属の警察官等の支給品及び貸与品を適正に管理しなければならない。また、支給品及び貸与品を保管する場合は、施錠した場所で保管するなど、適正に管理しなければならない。

3 警察官等は支給品及び貸与品を適正に管理しなければならない。また、支給品及び貸与品を保管する場合は、施錠した場所で保管するなど、適正に管理しなければならない。

（支給品及び貸与品の交付）

第7条 警務課長は、支給品又は貸与品を交付するときは、給貸与品送付書（別記様式第1号）により、所属長あてに送付するものとする。

2 所属長は、前項の規定による送付を受けたときは、給貸与品受領書（別記様式第2号）に交付状況を明記しなければならない。

3 所属長は、所属の警察官等に対し新たに特殊被服等を貸与する必要が生じたときは、給貸与品交付・再交付申請書（別記様式第3号）により、警務課長に申請するものとする。

4 警務課長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査の上、必要な特殊被服等を交付するものとする。

（退職、休職等に係る支給品及び貸与品の返納）

第8条 所属長は、所属の警察官等が条例第5条第1項に規定する事由に該当することとなったときは、その者から支給品及び貸与品の返納を受け、給貸与品返納書（別記様式第4号）を添えて、当該事由の生じた日から7日以内に、警務課長に送付しなければならない。

2 所属長は、所属の警察官等が死亡したときは、その者の遺族等から支給品及び貸与品の返納を受け、給貸与品返納書を添えて、前項の規定に準じて警務課長に送付しなければならない。

3 第1項の規定は、特殊被服等の貸与を受けている所属の警察官等が配置換え等によりその貸与を受ける必要がなくなった場合について準用する。この場合において、同項中「支給品及び貸与品」とあるのは、「特殊被服等」と読み替えるものとする。

（返納された支給品及び貸与品の処理）

第9条 警務課長は、返納された支給品又は貸与品を、廃棄するもの又は保管するものいずれかに区別し、適正に管理しなければならない。

- 2 警務課長は、廃棄するものの処理を民間業者に依頼する場合は、警務課員を立ち合わせ、当該処理の状況を確認させるなど、適正に処理しなければならない。

(滅失に係る報告)

第10条 所属長は、所属の警察官等が支給品又は貸与品を滅失した場合は、速やかに給貸与品滅失報告書（別記様式第5号）により警務課長に報告しなければならない。

- 2 条例第6条ただし書に規定する弁償額は、支給品についてはその調整実費を使用期間の全日数で除して得た額に使用期間の残余月数を乗じて得た額、貸与品についてはその調整実費とする。

(支給品及び貸与品の再交付)

第11条 所属長は、所属の警察官等に対し、毀損又は滅失により支給品又は貸与品を再交付する必要が生じたときは、給貸与品交付・再交付申請書により、警務課長に申請するものとする。再交付は滅失した場合を除き、交換によるものとし、毀損した支給品又は貸与品は給貸与品返納書を添えて返納しなければならない。

- 2 警務課長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査の上、必要な支給品又は貸与品を再交付するものとする。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日本部訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月16日本部訓令第4号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月24日本部訓令第25号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日本部訓令第7号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第7号抄）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日本部訓令第4号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第15項から第28項までの改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成25年3月12日本部訓令第3号抄）

この訓令は、平成25年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日本部訓令第11号抄）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日本部訓令第4号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日本部訓令第6号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則（令和4年2月4日本部訓令第2号）  
この訓令は、令和4年3月1日から施行する。  
附 則（令和4年3月11日本部訓令第7号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則（令和4年9月8日本部訓令第24号）  
この訓令は、令和4年10月1日から施行する。  
附 則（令和6年6月14日本部訓令第11号）  
この訓令は、令和6年6月14日から施行する。

※ 以下省略